

# ごみの不法投棄などを発見したら通報を

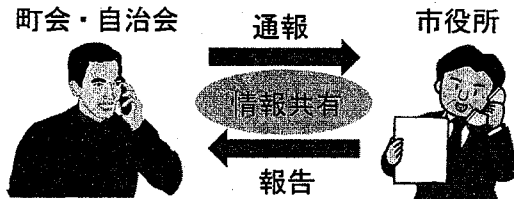
市と市原市町会長連合会は、2017年4月11日に「廃棄物及び土砂等の埋立ての情報提供に関する協定」を締結しています。ごみの不法投棄や不審な土砂の埋め立てに対しては、早期発見が最も重要であり、市民の皆さまによる通報は行政にとって大きな力となっています。

## 町会・自治会員の皆さまへのお願い

通勤や買い物、散歩中など日常生活の範囲内で下記の事案を発見したら、本紙下欄に記載している通報先に通報するか、町会・自治会長に連絡・相談してください。

### ● 町会・自治会長の皆さまへのお願い

町会・自治会員の皆さまから連絡を受けたら、本紙下欄に記載している通報先に通報してください。また、通報後には市役所から対応経過などを御報告します。



## 通報いただきたい事案

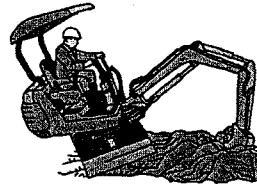
### ごみの不法投棄



生活ごみ  
粗大ごみ  
建築廃材など

谷になっている地形など、人の目に付きにくい場所が狙われやすい。

### 不審な土砂の埋め立て



ダンプで土砂を下ろして、重機で造成している現場のうち、

- ①法令の許可標識を立てていないもの
- ②ごみと疑わしき物を混入しているもの

## 事業者との接触は避けてください

通報いただいた後、現地調査や事業者への指導は市役所が行います。市民の皆さまが事業者と直接対峙するとトラブルに巻き込まれるおそれがあるため、接触は避けてください。また、市役所から事業者に通報者の個人情報伝えることは決してありません。

## 通報先

月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

☎ 0436-23-9858

市原市役所 不法投棄対策・残土指導課

夜間と土・日曜日、祝日など上記以外の時間（24時間受付）

☎ 0436-24-5374

不法投棄ストップコール

# STOP！ポイ捨て！

～あなたが捨てたごみ、誰が片付けますか？～

「市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例」では、

- (1) 缶、瓶、ペットボトルその他容器を回収容器その他これに類するもの以外の場所に捨てる行為
- (2) たばこの吸い殻、チューイングガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものを吸い殻入れ、ごみ箱以外の場所に捨てる行為
- (3) 飼い犬が排せつしたふんを放置する行為

をポイ捨てと定め、これらをすべて禁止しています。

- ✓ 外出中に出たごみは必ずごみ箱に捨てるか持ち帰り、バスや電車の待ち時間、車の窓からのポイ捨てはやめましょう。
- ✓ 灰皿のない場所で喫煙するときは、周囲に配慮し、吸い殻入れを携帯し、移動しながらの喫煙はやめましょう。
- ✓ 散歩などの際には、処理用具やビニール袋などを持っていき、飼い犬が排せつしたふんは必ず持ち帰り、飼い主が責任を持って適正に処理しましょう。

ポイ捨てや犬のふんの放置で困っている市民の方へは下の看板の交付を行っております。交付枚数の制限、その他条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。



問合せ先：市原市役所 不法投棄対策・残土指導課  
TEL：0436-23-9858